

四万十町立学校管理運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年4月21日

四万十町教育長

山脚 光章

四万十町教育委員会規則第4号

四万十町立学校管理運営規則の一部を改正する規則

四万十町立学校管理運営規則（平成18年四万十町教育委員会規則第18号）の一部を次のように改正する。

第1条及び第2条を次のように改める。

（趣旨）

第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第33条の規定に基づく四万十町立小学校及び中学校（以下「学校」という。）の管理運営の基本的事項については、別に定めのあるものを除き、この規則の定めるところによる。

（管理運営の基本原則）

第2条 四万十町教育委員会（以下「教育委員会」という。）及び学校は、児童又は生徒（以下「児童等」という。）の学習の保障及び保護者、地域住民等（以下「保護者等」という。）から信頼される学校を目標としてその管理運営に努めなければならない。

第3条を次のように改める。

（教育課程の編成）

第3条 教育課程は、学習指導要領の定める基準により、学年別に各教科、道徳、特別活動及び総合的な学習の時間によって校長が編成する。

2 教育委員会は、教育課程の編成に当たっては、各学校の児童等及び地域の実態、教育課題等に配慮し、学校の求めに応じて、専門的な支援を行うよう努めるものとする。

3 校長は、編成した教育課程について、保護者等の求めに応じ、これを説明しなければならない。

4 校長は、編成した教育課程を、毎学年の始めに教育委員会に報告するものとする。変更した場合も、同様とする。

第4条第1項を次のように改める。

校長は、毎学年の始めに教育方針、教育計画の概要その他学校の管理運営に関する事項を定め学校要覧に記載し、教育委員会が定める日までに教育委員会に提出するものとする。

第8条第2項中「校長の申し出に応じて」を削る。

第11条第4項を削る。

第13条第2項中「の適用」を削り、「保護者等」を「保護者」に改め、同条第4項中「必要と認めるとき」を削る。

第14条第1項中「交付して行なわなければならない」を「交付しなければならない」に改める。

第15条第2項中「申出を受けて、出席停止を命じた期間中に当該児童等の状況により」を「申出に係る児童等について、」に改める。

第16条を次のように改める。

(学校復帰後の指導)

第16条 学校は、出席停止の期間が終了した児童等に対し、適切な指導を継続しなければならない。

第17条の次に次の1条を加える。

(懲戒)

第17条の2 学校教育法（昭和22年法律第26号）第11条の規定に基づき行った児童等に対する懲戒処分のうち、重要又は異例なものについては、その学年、氏名、保護者氏名、住所、事由及び処置を速やかに教育委員会に報告しなければならない。

第19条の見出し中「児童」を「児童等」に改め、同条中「第14条、第17条又は前条に」を「第14条及び第17条から前条までに」、「児童」を「児童等」に改める。

第20条第1項中「前条の趣旨を踏まえ、」を削る。

第21条第1項中「児童・生徒数」を「児童等の数」に改め、同条第2項中「学校栄養職員」の次に「その他必要な職員」を加える。

第21条の2第1項中「校長は、」を「教育委員会は、高知県」に、「編制し、学級担任を命ずることができる」を「編制するものとする」に改め、同条第2項中「授業や教育指導」を「授業及び教育指導」に改め、同条第3項中「学級を編制又は」を「学級編制を」に、「届け出る」を「報告する」改め、同条の次に次の1条を加える。

(事務職員の職名及び職務等)

第21条の3 第21条第1項に規定する事務職員の職名及びその職務は、次の表のとおりとする。

職名	職 務
事務長	担任の事務を掌理し、当該事務を所掌する職員を指揮監督する。
総括主任	担任の事務を掌理し、当該事務を所掌する職員を指揮監督する。
主任	高度の専門的事務をつかさどり、当該事務を所掌する職員を指揮監督する。
主幹	上司の命を受け、特定の事務をつかさどる。
主査	上司の命を受け、高度の事務をつかさどる。
主事	上司の命を受け、事務をつかさどる。

2 教育委員会が任用する事務職員の職務は、前項に規定する主事の職務とする。

3 教育長は、事務職員の校務運営への参画の促進等を図るため、標準的な職務の内容、その他事務職員の職務の遂行に関し必要な事項を定めるものとする。

第22条及び第23条を次のように改める。

(校務分掌)

第22条 校長は、毎学年の始めに校務の処理組織及び運営に関する事項を定め、学校の管理運営を能率的かつ合理的に行うものとする。

2 校長は、前項の規定に基づき校務の分掌を所属職員に命ずるものとする。

(教務主任等)

第23条 学校に、教務主任、学年主任、研究主任及び保健主事を置く。ただし、特別の事情のあるときは、教務主任、学年主任又は保健主事を置かないことができる。

2 教務主任は、校長の監督を受け、教育計画の立案その他の教務に関する事項について連絡調整並びに指導及び助言に当たる。

3 学年主任は、校長の監督を受け、当該学年の教育活動に関する事項について連絡調整並びに指導及び助言に当たる。

4 研究主任は、校長の監督を受け、研究計画の立案その他の研究に関する事項について連絡調整並びに指導及び助言に当たる。

5 保健主事は、校長の監督を受け、学校における保健に関する事項の管理に当たる。

6 教務主任、学年主任及び研究主任は当該学校の指導教諭又は教諭の中から、保健主事は当該学校の指導教諭、教諭又は養護教諭の中から、校長が命じ、教育委員会に報告するものとする。

第23条の次に次の第2条を加える。

(生徒指導主事及び進路指導主事)

第23条の2 中学校に、生徒指導主事及び進路指導主事を置く。ただし、特別の事情のあるときは、生徒指導主事又は進路指導主事を置かないことができる。

2 生徒指導主事は、校長の監督を受け、生徒指導に関する事項をつかさどり、当

該事項について連絡調整並びに指導及び助言に当たる。

3 進路指導主事は、校長の監督を受け、生徒の職業選択の指導に関する事項をつかさどり、当該事項について連絡調整並びに指導及び助言に当たる。

4 生徒指導主事及び進路指導主事は、当該学校の指導教諭又は教諭の中から、校長が命じ、教育委員会に報告するものとする。

(事務主任)

第23条の3 学校に、事務主任を置くことができる。

2 事務主任は、校長の監督を受け、事務に関する事項について連絡調整並びに指導及び助言に当たる。

3 事務主任は、当該学校の事務職員の中から、教育委員会が命ずる。

第24条及び第25条を次のように改める。

(人権教育主任)

第24条 学校に、人権教育主任を置く。ただし、特別の事情があるときは、これを置かないことができる。

2 人権教育主任は、校長の監督を受け、人権教育を推進するための企画その他の人権教育に関する校務をつかさどり、当該事項について連絡調整並びに指導及び助言に当たる。

3 人権教育主任は、当該学校の指導教諭又は教諭の中から、校長が命じ、教育委員会に報告するものとする。

(その他の主任等)

第25条 学校に、第23条から前条までに規定するもののほか、必要に応じ、校務を分担する主任等を置くことができる。

2 前項に規定する主任等は、校長が命じ、教育委員会に報告するものとする。

第25条の次に次の2条を加える。

(学校栄養職員)

第25条の2 第21条第2項に規定する学校栄養職員の職名及びその職務は、次の表のとおりとする。

職名	職 務
主任	高度の専門技術に従事し、当該技術を所掌する職員を指揮監督する。
主幹	上司の命を受け、特定の技術に従事する。
主査	上司の命を受け、高度の技術に従事する。
主事	上司の命を受け、技術に従事する。

(その他職員)

第25条の3 第21条第2項に規定により置くことができるその他職員の職名及び職

務は、次の表のとおりとする。

職 名	職 務
医療的ケア看護職員	日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為をいう。）を受けることが不可欠である児童等の療養上の世話又は診療の補助を行う。
スクールカウンセラー	児童等の心理に関する支援を行う。
スクールソーシャルワーカー	児童等の福祉に関する支援を行う。
情報通信技術支援員	教育活動その他の学校運営における情報通信技術の活用に関する支援を行う。
特別支援教育支援員	教育上特別の支援を必要とする児童等の学習上又は生活上必要な支援を行う。
教員業務支援員	教員の業務の円滑な実施に必要な支援を行う。
放課後学習支援員	放課後及び長期休業中における補充学習の支援を行う

第26条を次のように改める。

（職員会議）

第26条 学校に、校長の職務の円滑な執行に資するため、職員会議を置く。

2 職員会議は、校長が主宰する。

3 前2項に定めるもののほか、職員会議について必要な事項は、校長が定める。

第29条第3項中「応じて教育活動の計画及び実施、学校と地域社会の連携の進め方等、校長の行う」を「応じ、」に、「関して、意見を述べ、助言を行う」を「関し意見を述べることができる」に改め、同条第4項中「前2項」を「前3項」に改め、「規則で」を削る。

第30条第1項中「基づいて」を「基づき」に改め、同条第3項中「その結果を、」を「、その結果を」に改める。

第31条第1項中「速やかに」を「7日以内に」に改め、後段を削り、同条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 校長は、予定の所属職員が全員赴任したときは、速やかに教育委員会に報告するものとする。

第34条中「自らが」を「自ら」に改める。

第35条及び第36条を次のように改める。

（週休日及び勤務時間の割振り等）

第35条 職員の週休日及び勤務時間の割振りは、学校運営の必要に応じて教育委員会が行う。週休日の振替及び勤務時間の割振りの変更を行う場合も、同様とする。

2 休日の代休日の指定は、教育委員会が行う。

(休暇)

第36条 職員の休暇は、教育委員会が承認する。ただし、引き続き6日以上にわたる校長の休暇以外は、校長が承認することができる。

2 引き続き1か月以上にわたる休暇については、あらかじめ教育委員会の指示を受けるものとする。

第39条第1項中「次の各号に掲げる時間の上限の範囲内」を「次に掲げる時間の範囲内」に改め、同条第2項中「児童生徒等」を「児童等」に、「次の各号に掲げる時間の上限の範囲内」を「次に掲げる時間の範囲内」に改める。

第40条中「校長は、必要に応じて」を「学校に」に改める。

第41条中「校長は、必要に応じて」を「学校に」に改め、同条第2項を削る。

第43条を次のように改める。

(学校予算の要望)

第43条 校長は、自校の本年度及び次年度の予算について、別に定める様式により教育委員会に要望するものとする。

2 前項の要望は、教育委員会が定める日までに行うものとする。

第44条第1項中「学校予算要望書を尊重しつつ」を「予算要望を尊重するとともに」に、「各学校の配当予算要望書」を「学校配当予算」に改め、同条第2項中「予算要望書の編成に際しては」を「予算の編成に当たっては」に改める。

第45条の見出し中「予算」を「配当予算」に改め、同条中「学校配当予算執行計画を策定し」を「学校配当予算の執行計画を作成し」に改める。

第46条の見出し中「予算」を「配当予算」に改め、同条第1項中「の範囲内で、学校予算を執行」を「を執行するとともに、学校の財務事務を統括」に改め、同条第2項及び第3項を削り、第4項を第2項とする。

第47条の見出しを「校長の専決」に改める。

第50条及び第51条を次のように改める。

(施設、設備等の管理)

第50条 校長は、学校の施設、設備等（備品を含む。以下「施設等」という。）の管理を統括するものとする。

2 校長は、施設等を常に良好な状態に保持するように努めなければならない。

3 校長は、毎年度当初に施設等の管理に関する計画を作成しなければならない。

第51条 削除

第52条第2項中「教育長が」を削る。

第53条第1項を次のように改める。

施設等が亡失又はき損した場合は、校長は速やかに教育委員会に報告し、その指示を受けなければならない。

第57条第1項中「当初に」の次に「防火責任者を定めるとともに、」を加え、「定め」を「作成し」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、令和4年4月1日から適用する。
(四万十町立学校事務職員の職の設置に関する規則の廃止)
- 2 四万十町立学校事務職員の職の設置に関する規則（平成18年教育委員会規則第14号）は、廃止する。

四万十町立学校管理運営規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後	改正前
○四万十町立学校管理運営規則 平成18年 3 月20日教育委員会規則第18号 目次 (略) 第 1 章 総則 (第 1 条・第 2 条) 第 1 章 総則 (趣旨) 第 1 条 <u>地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第33条の規定に基づき、四万十町立小学校及び中学校(以下「学校」という。)の管理運営の基本的事項については、別に定めのあるものを除き、この規則の定めるところによる。</u> (管理運営の基本原則) 第 2 条 <u>四万十町教育委員会(以下「教育委員会」という。)及び学校は、児童又は生徒(以下「児童等」という。)の学習の保障及び保護者、地域住民等(以下「保護者等」という。)から信頼される学校を目標としてその管理運営に努めなければならない。</u> 第 2 章 教育活動・教育課程 (教育課程の編成) 第 3 条 <u>教育課程は、学習指導要領の定める基準により、学年別に各教科、道徳、特別活動及び総合的な学習の時間によって校長が編成する。</u> 2 <u>教育委員会は、教育課程の編成に当たっては、各学校の児童等及び地域の実態、教育課題等に配慮し、学校の求めに応じて、専門的な支援を行うよう努めるものとする。</u> 3 校長は、編成した教育課程について、保護者等の求めに応じ、これを説明しなければならない。 4 校長は、編成した教育課程を、<u>毎学年の始めに教育委員会に報告するものとする。</u>変更した場合も、同様とする。 (学校要覧の編成) 第 4 条 校長は、毎学年の始めに教育方針、教育計画の概要その他学校の管理運営に関する事項を定め学校要覧に記載し、<u>教育委員会が定める日までに教育委員会に提出するものとする。</u>	○四万十町立学校管理運営規則 平成18年 3 月20日教育委員会規則第18号 目次 (略) 第 1 章 総則 (第 1 条・第 2 条) 第 1 章 総則 (目的) 第 1 条 <u>この規則は、四万十町教育委員会(以下「教育委員会」という。)と四万十町立小学校及び中学校(以下「学校」という。)について、その権限及び責任関係を明らかにし、もって学校の自主性、自立性に基づく適切な学校の管理運営を期することを目的とする。</u> (管理運営の基本原則) 第 2 条 <u>教育委員会及び学校は、保護者、町民及び地域住民(以下「保護者等」という。)の要求に応え、かつ、児童又は生徒(以下「児童等」という。)の学習を保障する学校づくりを目標としてその管理運営に努力することを基本とする。</u> 第 2 章 教育活動・教育課程 (教育課程の編成) 第 3 条 <u>学校の教育課程は、学習指導要領と教育委員会の定める基準に従い、かつ、各学校の児童等及び地域の実態等を踏まえて、校長が所属職員の協力を得て編成する。</u> 2 <u>校長が教育課程を編成するに際して、教育委員会は、各学校の児童等及び地域の実態、教育課題等に配慮し、学校の求めに応じて、専門的な支援を行うよう努めるものとする。</u> 3 校長は、編成した教育課程について、保護者等の求めに応じ、これを説明しなければならない。 4 校長は、編成した教育課程のうち別に定める事項を、<u>教育委員会に届け出なければならない。届出後、</u>変更した場合も、同様とする。 (学校要覧の編成) 第 4 条 校長は、毎学年の始めに教育方針、教育計画の概要その他学校の管理運営に関する事項等を記載した学校要覧を作成し、<u>教育委員会に届け出なければならない。</u>

改正後	改正前
<u>る。</u> 2 学校要覧には、次に掲げる事項を記載するものとする。 (1) 学校沿革の概要 (2) 教育方針 (3) その年度の教育重点目標 (4) 教育課程表 (5) 特別活動の組織及び運営 (6) 日課表及び週計画表 (7) 重要な年間の行事予定 (8) 学校の運営機構及び校務分掌 (9) 職員の週休日、勤務時間の割振り等に関する規定 (10) その他校長が必要と認める事項 第5条 ～ 第7条 (略) (学期) 第8条 学校の学期は、3学期制とし、次のとおりとする。 (1) 第1学期 4月1日から7月31日まで (2) 第2学期 8月1日から12月31日まで (3) 第3学期 1月1日から3月31日まで 2 前項の規定にかかわらず、教育上必要があると認めるときは、教育委員会は、別に学期を定めることができる。 (休業日) 第9条 ・ 第10条 (略) 第3章 児童・生徒 (指導要録等の様式) 第11条 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号。以下「省令」という。）第24条第1項に規定する児童等の指導要録の様式は、教育委員会が定める。 2 省令第25条に規定する出席簿の様式は、教育委員会が定める。 3 省令第58条（第79条において準用する場合を含む。）に規定する卒業証書の様式は、教育	2 学校要覧には、次に掲げる事項を記載するものとする。 (1) 学校沿革の概要 (2) 教育方針 (3) その年度の教育重点目標 (4) 教育課程表 (5) 特別活動の組織及び運営 (6) 日課表及び週計画表 (7) 重要な年間の行事予定 (8) 学校の運営機構及び校務分掌 (9) 職員の週休日、勤務時間の割振り等に関する規定 (10) その他校長が必要と認める事項 第5条 ～ 第7条 (略) (学期) 第8条 学校の学期は、3学期制とし、次のとおりとする。 (1) 第1学期 4月1日から7月31日まで (2) 第2学期 8月1日から12月31日まで (3) 第3学期 1月1日から3月31日まで 2 前項の規定にかかわらず、<u>校長の申し出に応じて</u>教育上必要があると認めるときは、教育委員会は、別に学期を定めることができる。 (休業日) 第9条 ・ 第10条 (略) 第3章 児童・生徒 (指導要録等の様式) 第11条 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号。以下「省令」という。）第24条第1項に規定する児童等の指導要録の様式は、教育委員会が定める。 2 省令第25条に規定する出席簿の様式は、教育委員会が定める。 3 省令第58条（第79条において準用する場合を含む。）に規定する卒業証書の様式は、教育

改正後	改正前
委員会が定める。 (指導要録の写しの送付) 第12条 (略) (性行不良による出席停止) 第13条 校長は、児童等が次に掲げる行為を行い、学校における授業その他の教育活動の正常な実施が妨げられている状況にあるときは、教育委員会に出席停止についての意見を申し出なければならない。 (1) 他の児童等に傷害、心身の苦痛又は財産上の損失を与える行為 (2) 職員に傷害又は心身の苦痛を与える行為 (3) 学校の施設又は設備を損壊する行為 (4) 授業その他の教育活動の実施を妨げる行為 2 教育委員会は、出席停止の決定に当たっては、校長の意見を尊重するとともに、あらかじめ保護者及び必要に応じて当該児童等の指導に関与した関係機関から意見聴取を行うものとする。 3 前項の意見聴取は、教育長が指名した事務局職員又は当該児童等が在籍する学校の校長が行うものとする。 4 教育委員会は、出席停止を命じようとする場合においては、出席停止に係る児童等の行為により被害を受けた児童等又はその保護者から事情を聴取することができる。 第14条 出席停止を命ずる場合には、教育委員会は、児童等の氏名、学校名、保護者の氏名、命令者である教育委員会名、命令年月日、出席停止の期間、出席停止の理由等を記載した文書を保護者に交付しなければならない。 2 前項に規定する出席停止の期間は、できる限り短い期間としなければならない。 3 教育委員会は、出席停止の命令に係る児童等の出席停止の期間における学習に対する支援その他の教育上必要な措置を講じなければならない。 第15条 校長は、出席停止の命令に係る児童等について出席停止を解除することが適当と認め	委員会が定める。 <u>4 教育委員会は、前3項の様式を定めるに当たっては、あらかじめ校長の意見を聴くものとする。</u> (指導要録の写しの送付) 第12条 (略) (性行不良による出席停止) 第13条 校長は、児童等が次に掲げる行為を行い、学校における授業その他の教育活動の正常な実施が妨げられている状況にあるときは、教育委員会に出席停止についての意見を申し出なければならない。 (1) 他の児童等に傷害、心身の苦痛又は財産上の損失を与える行為 (2) 職員に傷害又は心身の苦痛を与える行為 (3) 学校の施設又は設備を損壊する行為 (4) 授業その他の教育活動の実施を妨げる行為 2 教育委員会は、出席停止の<u>適用</u>の決定に当たっては、校長の意見を尊重するとともに、あらかじめ保護者<u>等</u>及び必要に応じて当該児童等の指導に関与した関係機関から意見聴取を行うものとする。 3 前項の意見聴取は、教育長が指名した事務局職員又は当該児童等が在籍する学校の校長が行うものとする。 4 教育委員会は、出席停止を命じようとする場合において<u>必要と認めるとき</u>は、出席停止に係る児童等の行為により被害を受けた児童等又はその保護者から事情を聴取することができる。 第14条 出席停止を命ずる場合には、教育委員会は、児童等の氏名、学校名、保護者の氏名、命令者である教育委員会名、命令年月日、出席停止の期間、出席停止の理由等を記載した文書を保護者に交付し<u>て行なわ</u>なければならない。 2 前項に規定する出席停止の期間は、できる限り短い期間としなければならない。 3 教育委員会は、出席停止の命令に係る児童等の出席停止の期間における学習に対する支援その他の教育上必要な措置を講じなければならない。 第15条 校長は、出席停止の命令に係る児童等について出席停止を解除することが適当と認め

改正後	改正前
るときは、速やかにその理由を記載した書面によって教育委員会に申し出なければならない。 2 教育委員会は、前項の規定による申出<u>に係る児童等について</u>、出席停止を命ずる理由がなくなったと認めるときは、出席停止の命令を解除することができる。 (学校復帰後の指導) 第16条 <u>学校は、出席停止の期間が終了した児童等に対し、適切な指導を継続しなければならない。</u> 第17条 (略) <u>(懲戒)</u> <u>第17条の2 学校教育法（昭和22年法律第26号）第11条の規定に基づき行った児童等に対する懲戒処分のうち、重要又は異例なものについては、その学年、氏名、保護者氏名、住所、事由及び処置を速やかに教育委員会に報告しなければならない。</u> 第18条 (略) (児童等の最善の利益の考慮) 第19条 第14条及び第17条から前条までに規定する措置をとるに当たっては、児童の権利に関する条約（平成6年条約第2号）第3条第1項の規定により児童等の最善の利益が主として考慮されるものとする。 (児童等による意見の表明) 第20条 校長は、児童等の教育上の措置について必要があると認めるときは、その児童等が意見を表明する機会を確保するよう努めなければならない。 2 前項の児童等の意見は、その年齢及び成熟度に従って相応に考慮されるものとする。 第4章 組織編制 (職員) 第21条 学校に、校長、教頭、教諭、養護教諭及び事務職員を置く。ただし、児童等の数により教頭、養護教諭及び事務職員を置かないことができる。 2 前項の職員のほか、学校に主幹教諭、指導教諭、栄養教諭、講師、学校栄養職員その他必要な職員を置くことができる。	るときは、速やかにその理由を記載した書面によって教育委員会に申し出なければならない。 2 教育委員会は、前項の規定による申出<u>を受けて、出席停止を命じた期間中に当該児童等の状況により</u>出席停止を命ずる理由がなくなったと認めるときは、出席停止の命令を解除することができる。 (学校復帰後の指導) 第16条 <u>出席停止の期間終了後、学校は保護者や関係機関との連携を強めるなど、適切な指導を継続していか</u>なければならない。 第17条 (略) 第18条 (略) (児童の最善の利益の考慮) 第19条 第14条、第17条又は前条に規定する措置をとるに当たっては、児童の権利に関する条約（平成6年条約第2号）第3条第1項の規定により児童の最善の利益が主として考慮されるものとする。 (児童等による意見の表明) 第20条 <u>前条の趣旨を踏まえ</u>、校長は、児童等の教育上の措置について必要があると認めるときは、その児童等が意見を表明する機会を確保するよう努めなければならない。 2 前項の児童等の意見は、その年齢及び成熟度に従って相応に考慮されるものとする。 第4章 組織編制 (職員) 第21条 学校に、校長、教頭、教諭、養護教諭及び事務職員を置く。ただし、児童・生徒数により教頭、養護教諭及び事務職員を置かないことができる。 2 前項の職員のほか、学校に主幹教諭、指導教諭、栄養教諭、講師、学校栄養職員を置くことができる。

改正後	改正前														
(学級編制) 第21条の2 <u>教育委員会は、高知県教育委員会の定める基準により、学級を編制するものとする。</u> 2 校長は、前項の学級編制について、授業<u>及び</u>教育指導の形態に応じ教育委員会の意見を聴いて変更することができる。 3 校長は、学級編制<u>を</u>変更した場合は、速やかに教育委員会に<u>報告する</u>ものとする。 <u>(事務職員の職名及び職務等)</u> 第21条の3 第21条第1項に規定する事務職員の職名及びその職務は、次の表のとおりとする。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>職名</th><th>職務</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事務長</td><td><u>担任の事務を掌理し、当該事務を所掌する職員を指揮監督する。</u></td></tr> <tr> <td>総括主任</td><td><u>担任の事務を掌理し、当該事務を所掌する職員を指揮監督する。</u></td></tr> <tr> <td>主任</td><td><u>高度の専門的事務をつかさどり、当該事務を所掌する職員を指揮監督する。</u></td></tr> <tr> <td>主幹</td><td><u>上司の命を受け、特定の事務をつかさどる。</u></td></tr> <tr> <td>主査</td><td><u>上司の命を受け、高度の事務をつかさどる。</u></td></tr> <tr> <td>主事</td><td><u>上司の命を受け、事務をつかさどる。</u></td></tr> </tbody> </table> <u>2 教育委員会が任用する事務職員の職務は、前項に規定する主事の職務とする。</u> <u>3 教育長は、事務職員の校務運営への参画の促進等を図るため、標準的な職務の内容、その他事務職員の職務の遂行に関し必要な事項を定めるものとする。</u> (校務分掌) 第22条 <u>校長は、毎学年の始めに校務の処理組織及び運営に関する事項を定め、学校の管理運営を能率的かつ合理的に行うものとする。</u> 2 <u>校長は、前項の規定に基づき校務の分掌を所属職員に命ずるものとする。</u> <u>(教務主任等)</u> 第23条 <u>学校に、教務主任、学年主任、研究主任及び保健主事を置く。ただし、特別の事情のあるときは、教務主任、学年主任又は保健主事を置かないことができる。</u>	職名	職務	事務長	<u>担任の事務を掌理し、当該事務を所掌する職員を指揮監督する。</u>	総括主任	<u>担任の事務を掌理し、当該事務を所掌する職員を指揮監督する。</u>	主任	<u>高度の専門的事務をつかさどり、当該事務を所掌する職員を指揮監督する。</u>	主幹	<u>上司の命を受け、特定の事務をつかさどる。</u>	主査	<u>上司の命を受け、高度の事務をつかさどる。</u>	主事	<u>上司の命を受け、事務をつかさどる。</u>	(学級編制) 第21条の2 <u>校長は、教育委員会の定める基準により、学級を編制し、学級担任を命ずることができる。</u> 2 校長は、前項の学級編制について、授業<u>や</u>教育指導の形態に応じ教育委員会の意見を聴いて変更することができる。 3 校長は、学級<u>を</u>編制<u>又は</u>変更した場合は、速やかに教育委員会に<u>届け出る</u>ものとする。 (校務分掌) 第22条 <u>校長は、所属職員をもって校務を分掌させる。</u> 2 <u>校長は、校務分掌に関する規程を定めるものとする。</u> <u>(研究主任及び人権教育主任)</u> 第23条 <u>小学校に、省令第47条の規定により、研究主任及び人権教育主任を置く。ただし、特別の事情がある場合には、研究主任及び人権教育主任を置かないことができる。</u>
職名	職務														
事務長	<u>担任の事務を掌理し、当該事務を所掌する職員を指揮監督する。</u>														
総括主任	<u>担任の事務を掌理し、当該事務を所掌する職員を指揮監督する。</u>														
主任	<u>高度の専門的事務をつかさどり、当該事務を所掌する職員を指揮監督する。</u>														
主幹	<u>上司の命を受け、特定の事務をつかさどる。</u>														
主査	<u>上司の命を受け、高度の事務をつかさどる。</u>														
主事	<u>上司の命を受け、事務をつかさどる。</u>														

改正後	改正前
<u>2 教務主任は、校長の監督を受け、教育計画の立案その他の教務に関する事項について連絡調整並びに指導及び助言に当たる。</u> <u>3 学年主任は、校長の監督を受け、当該学年の教育活動に関する事項について連絡調整並びに指導及び助言に当たる。</u> <u>4 研究主任は、校長の監督を受け、研究計画の立案その他の研究に関する事項について連絡調整並びに指導及び助言に当たる。</u> <u>5 保健主事は、校長の監督を受け、学校における保健に関する事項の管理に当たる。</u> <u>6 教務主任、学年主任及び研究主任は当該学校の指導教諭又は教諭の中から、保健主事は当該学校の指導教諭、教諭又は養護教諭の中から、校長が命じ、教育委員会に報告するものとする。</u> <u>(生徒指導主事及び進路指導主事)</u> <u>第23条の2 中学校に、生徒指導主事及び進路指導主事を置く。ただし、特別の事情のあるときは、生徒指導主事又は進路指導主事を置かないことができる。</u> <u>2 生徒指導主事は、校長の監督を受け、生徒指導に関する事項をつかさどり、当該事項について連絡調整並びに指導及び助言に当たる。</u> <u>3 進路指導主事は、校長の監督を受け、生徒の職業選択の指導に関する事項をつかさどり、当該事項について連絡調整並びに指導及び助言に当たる。</u> <u>4 生徒指導主事及び進路指導主事は、当該学校の指導教諭又は教諭の中から、校長が命じ、教育委員会に報告するものとする。</u> <u>(事務主任)</u> <u>第23条の3 学校に、事務主任を置くことができる。</u> <u>2 事務主任は、校長の監督を受け、事務に関する事項について連絡調整並びに指導及び助言に当たる。</u> <u>3 事務主任は、当該学校の事務職員の中から、教育委員会が命ずる。</u> <u>(人権教育主任)</u>	2 研究主任は、校長の監督を受け、研究計画の立案その他研究に関する連絡調整、指導及び助言に当たる。 <u>3 人権教育主任は、校長の監督を受け、人権教育を推進するための企画その他人権教育に関する校務をつかさどり、その事項についての連絡調整、指導及び助言に当たる。</u> <u>3 人権教育主任は、校長の監督を受け、人権教育を推進するための企画その他人権教育に関する校務をつかさどり、その事項についての連絡調整、指導及び助言に当たる。</u>

改正後	改正前										
第24条 学校に、人権教育主任を置く。ただし、特別の事情があるときは、これを置かないことができる。 2 人権教育主任は、校長の監督を受け、人権教育を推進するための企画その他の人権教育に関する校務をつかさどり、当該事項について連絡調整並びに指導及び助言に当たる。 3 人権教育主任は、当該学校の指導教諭又は教諭の中から、校長が命じ、教育委員会に報告するものとする。 (その他の主任等) 第25条 学校に、第23条から前条までに規定するもののほか、必要に応じ、校務を分担する主任等を置くことができる。 2 前項に規定する主任等は、校長が命じ、教育委員会に報告するものとする。 (学校栄養職員) 第25条の2 第21条第2項に規定する学校栄養職員の職名及びその職務は、次の表のとおりとする。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>職名</th><th>職務</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>主任</td><td>高度の専門技術に従事し、当該技術を所掌する職員を指揮監督する。</td></tr> <tr> <td>主幹</td><td>上司の命を受け、特定の技術に従事する。</td></tr> <tr> <td>主査</td><td>上司の命を受け、高度の技術に従事する。</td></tr> <tr> <td>主事</td><td>上司の命を受け、技術に従事する。</td></tr> </tbody> </table> (その他職員) 第25条の3 第21条第2項に規定により置くことができるその他職員の職名及び職務は、次の表のとおりとする。	職名	職務	主任	高度の専門技術に従事し、当該技術を所掌する職員を指揮監督する。	主幹	上司の命を受け、特定の技術に従事する。	主査	上司の命を受け、高度の技術に従事する。	主事	上司の命を受け、技術に従事する。	第24条 中学校に、省令第79条において準用する第47条の規定により、研究主任及び人権教育主任を置く。ただし、特別の事情がある場合には、研究主任及び人権教育主任を置かないことができる。 2 前条第2項及び第3項の規定は、同条に、これを準用する。 (その他の主任) 第25条 校長は、前2条に規定するほか、必要に応じて、他の主任を置くことができる。 2 前項に規定する主任は、校長が任命し、教育委員会に報告するものとする。
職名	職務										
主任	高度の専門技術に従事し、当該技術を所掌する職員を指揮監督する。										
主幹	上司の命を受け、特定の技術に従事する。										
主査	上司の命を受け、高度の技術に従事する。										
主事	上司の命を受け、技術に従事する。										

改正後		改正前																
<table><tr><th>職名</th><th>職務</th></tr><tr><td>医療的ケア看護職員</td><td>日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為をいう。）を受けることが不可欠である児童等の療養上の世話又は診療の補助を行う。</td></tr><tr><td>スクールカウンセラー</td><td>児童等の心理に関する支援を行う。</td></tr><tr><td>スクールソーシャルワーカー</td><td>児童等の福祉に関する支援を行う。</td></tr><tr><td>情報通信技術支援員</td><td>教育活動その他の学校運営における情報通信技術の活用に関する支援を行う。</td></tr><tr><td>特別支援教育支援員</td><td>教育上特別の支援を必要とする児童等の学習上又は生活上必要な支援を行う。</td></tr><tr><td>教員業務支援員</td><td>教員の業務の円滑な実施に必要な支援を行う。</td></tr><tr><td>放課後学習支援員</td><td>放課後及び長期休業中における補充学習の支援を行う</td></tr></table>	職名	職務	医療的ケア看護職員	日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為をいう。）を受けることが不可欠である児童等の療養上の世話又は診療の補助を行う。	スクールカウンセラー	児童等の心理に関する支援を行う。	スクールソーシャルワーカー	児童等の福祉に関する支援を行う。	情報通信技術支援員	教育活動その他の学校運営における情報通信技術の活用に関する支援を行う。	特別支援教育支援員	教育上特別の支援を必要とする児童等の学習上又は生活上必要な支援を行う。	教員業務支援員	教員の業務の円滑な実施に必要な支援を行う。	放課後学習支援員	放課後及び長期休業中における補充学習の支援を行う		
職名	職務																	
医療的ケア看護職員	日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為をいう。）を受けることが不可欠である児童等の療養上の世話又は診療の補助を行う。																	
スクールカウンセラー	児童等の心理に関する支援を行う。																	
スクールソーシャルワーカー	児童等の福祉に関する支援を行う。																	
情報通信技術支援員	教育活動その他の学校運営における情報通信技術の活用に関する支援を行う。																	
特別支援教育支援員	教育上特別の支援を必要とする児童等の学習上又は生活上必要な支援を行う。																	
教員業務支援員	教員の業務の円滑な実施に必要な支援を行う。																	
放課後学習支援員	放課後及び長期休業中における補充学習の支援を行う																	
（職員会議） 第26条 <u>学校に、校長の職務の円滑な執行に資するため、職員会議を置く。</u> <u>2 職員会議は、校長が主宰する。</u> <u>3 前2項に定めるもののほか、</u>職員会議について必要な事項は、校長が定める。 第27条 ・ 第28条 （略） （学校評議員） 第29条 学校に、学校評議員を置くことができる。 2 学校評議員は、保護者等及び有識者のうちから校長が推薦し、教育委員会が委嘱する。 3 学校評議員は、校長の求めに<u>応じ、</u>学校運営に<u>関し意見を述べる</u>ことができる。 4 前<u>3</u>項に定めるもののほか、学校評議員に関し必要な事項は、別に定める。 （学校評価） 第30条 学校は、省令第66条（第79条において準用する場合を含む。）の規定に<u>基づき、</u>学校		（職員会議） 第26条 学校に、職員会議を置き、校長がこれを主宰する。 <u>2</u> 職員会議について必要な事項は、校長が定める。 第27条 ・ 第28条 （略） （学校評議員） 第29条 学校に、学校評議員を置くことができる。 2 学校評議員は、保護者等及び有識者のうちから校長が推薦し、教育委員会が委嘱する。 3 学校評議員は、校長の求めに応じ<u>て教育活動の計画及び実施、学校と地域社会の連携の進め方等、校長の行う</u>学校運営に関し<u>て、意見を述べ、助言を行う。</u> 4 前<u>2</u>項に定めるもののほか、学校評議員に関し必要な事項は、別に<u>規則で</u>定める。 （学校評価） 第30条 学校は、省令第66条（第79条において準用する場合を含む。）の規定に<u>基づいて、</u>学																

改正後	改正前
の自己評価を自ら行い、その結果を公表するものとする。 2 学校は、前項の規定による評価の結果を踏まえた当該学校の児童等の保護者その他の学校関係者による評価を行い、その結果を公表するように努めるものとする。 3 学校は、前2項の規定による評価を行った場合は、<u>その結果を設置者に報告するものとする。</u> 第30条の2 (略) 第5章 職員の服務・勤務 (赴任) 第31条 職員は、新しく採用され、又は配置換えを命ぜられたときは、辞令又は通知を受けた日から<u>7日以内</u>に赴任しなければならない。 2 職員が赴任したときは、校長にあっては教育委員会に、所属職員にあっては校長に、それぞれ速やかに届け出なければならない。 <u>3 校長は、予定の所属職員が全員赴任したときは、速やかに教育委員会に報告するものとする。</u> <u>4</u> やむを得ない理由により、第1項に規定する期間内に赴任できないときは、校長にあっては教育委員会に、所属職員にあっては校長に、それぞれその理由を明らかにして赴任の延期を願い出て、承認を受けなければならない。 第32条 ・ 第33条 (略) (出勤) 第34条 職員は、所定の時刻までに出勤し、自ら出勤したことを記録しなければならない。 (週休日<u>及び勤務時間</u>の割振り等) 第35条 職員の週休日及び勤務時間の割振りは、学校運営の必要に応じて<u>教育委員会が行う。</u> <u>週休日の振替及び勤務時間の割振りの変更を行う場合も、同様とする。</u> 2 <u>休日の代休日の指定は、教育委員会が行う。</u> (休暇)	校の自己評価を自ら行い、その結果を公表するものとする。 2 学校は、前項の規定による評価の結果を踏まえた当該学校の児童等の保護者その他の学校関係者による評価を行い、その結果を公表するように努めるものとする。 3 学校は、前2項の規定による評価を行った場合はその結果を、<u>設置者に報告するものとする。</u> 第30条の2 (略) 第5章 職員の服務・勤務 (赴任) 第31条 職員は、新しく採用され、又は配置換えを命ぜられたときは、辞令又は通知を受けた日から<u>速やかに</u>赴任しなければならない。<u>また校長は、予定の所属職員が全員赴任した場合は、速やかに教育委員会に報告を行う。</u> 2 職員が赴任したときは、校長にあっては教育委員会に、所属職員にあっては校長に、それぞれ速やかに届け出なければならない 3 やむを得ない理由により、第1項に規定する期間内に赴任できないときは、校長にあっては教育委員会に、所属職員にあっては校長に、それぞれその理由を明らかにして赴任の延期を願い出て、承認を受けなければならない。 第32条 ・ 第33条 (略) (出勤) 第34条 職員は、所定の時刻までに出勤し、自ら<u>が</u>出勤したことを記録しなければならない。 (週休日の割振り等) 第35条 職員の週休日及び勤務時間の割振りは、学校運営の必要に応じて<u>校長が定める。</u> 2 <u>公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成6年高知県条例第46号。以下「勤務時間条例」という。）に基づく週休日の振替及び勤務時間の割振りの変更は、校長が行う。</u> (休暇)

改正後	改正前
第36条 職員の休暇は、<u>教育委員会が承認する。ただし、引き続き6日以上にわたる校長の休暇以外は、校長が承認することができる。</u> 2 <u>引き続き1か月以上にわたる休暇については、あらかじめ教育委員会の指示を受けるものとする。</u> 第37条 ・ 第38条 (略) (業務量の適切な管理) 第39条 教育委員会は、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法(昭和46年法律第77号)第2条に規定する教育職員(以下「教育職員」という。)の健康及び福祉の確保を図ることにより学校教育の水準の維持向上に資するよう、教育職員が業務を行う時間(同法第7条の指針で規定する在校時間をいう。以下同じ。)から所定の勤務時間(同法第6条第3項各号に掲げる日(代休日が指定された日を除く。)以外の日における正規の勤務時間をいう。以下同じ。)を除いた時間を次に掲げる時間の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行う。 (1) 1か月について45時間 (2) 1年について360時間 2 教育委員会は、教育職員が<u>児童等</u>に係る通常予見することのできない業務量の大幅な増加等に伴い、一時的又は突発的に所定の勤務時間外に業務を行わざるを得ない場合には、前項の規定にかかわらず、教育職員が業務を行う時間から所定の勤務時間を除いた時間を次に掲げる時間の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行う。 (1) 1か月について100時間未満 (2) 1年について720時間 (3) 1か月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の1か月、2か月、3か月、4か月及び5か月の期間を加えたそれぞれの期間において1か月当たりの平均時間について80時間 (4) 1年のうち1か月において正規の勤務時間以外の時間において45時間を超えて業務を行う月数について6か月 3 前2項に定めるもののほか、教育職員の業務量の適切な管理その他教職員の健康及び福祉の確保を図るために必要な事項については、教育委員会が別に定める。	第36条 職員の休暇は、<u>勤務時間等条例に基づき、校長が承認する。ただし、引き続き1か月以上にわたる場合は、あらかじめ教育委員会の指示を受けるものとする。</u> 2 <u>前項の規定にかかわらず、引き続き6日以上にわたる校長の休暇は、教育委員会の承認を得るものとする。</u> 第37条 ・ 第38条 (略) (業務量の適切な管理) 第39条 教育委員会は、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法(昭和46年法律第77号)第2条に規定する教育職員(以下「教育職員」という。)の健康及び福祉の確保を図ることにより学校教育の水準の維持向上に資するよう、教育職員が業務を行う時間(同法第7条の指針で規定する在校時間をいう。以下同じ。)から所定の勤務時間(同法第6条第3項各号に掲げる日(代休日が指定された日を除く。)以外の日における正規の勤務時間をいう。以下同じ。)を除いた時間を<u>次の各号</u>に掲げる時間の<u>上限の範囲内</u>とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行う。 (1) 1か月について45時間 (2) 1年について360時間 2 教育委員会は、教育職員が<u>児童生徒等</u>に係る通常予見することのできない業務量の大幅な増加等に伴い、一時的又は突発的に所定の勤務時間外に業務を行わざるを得ない場合には、前項の規定にかかわらず、教育職員が業務を行う時間から所定の勤務時間を除いた時間を<u>次の各号</u>に掲げる時間の<u>上限の範囲内</u>とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行う。 (1) 1か月について100時間未満 (2) 1年について720時間 (3) 1か月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の1か月、2か月、3か月、4か月及び5か月の期間を加えたそれぞれの期間において1か月当たりの平均時間について80時間 (4) 1年のうち1か月において正規の勤務時間以外の時間において45時間を超えて業務を行う月数について6か月 3 前2項に定めるもののほか、教育職員の業務量の適切な管理その他教職員の健康及び福祉の確保を図るために必要な事項については、教育委員会が別に定める。

改正後	改正前
第6章 人事 (非常勤講師) 第40条 <u>学校に</u>、非常勤講師を置くことができる。 (特別非常勤講師) 第41条 <u>学校に</u>、特別非常勤講師を置くことができる。 第42条 (略) 第7章 学校予算 (学校予算<u>の</u>要望) 第43条 <u>校長は、自校の本年度及び次年度の予算について、別に定める様式により教育委員会に要望するものとする。</u> <u>2 前項の要望は、教育委員会が定める日までにを行うものとする。</u> (学校配当予算の編成) 第44条 教育委員会は、校長の予算要望を尊重<u>するとともに</u>、全体の調整を図り、学校配当予算を編成するものとする。 2 学校配当予算の編成に<u>当たっては</u>、校長の裁量によって執行できる予算枠を設けるものとする。 3 教育委員会は、学校において非常変災その他緊急事態が発生した場合には、町長と協議し、速やかにそれに対応する予算措置を講じなければならない。 (学校<u>配当</u>予算の執行計画) 第45条 校長は、教育課程の実施その他学校運営を効果的に行うため、学校配当予算<u>の</u>執行計画を<u>作成し</u>、適正な予算執行に当たらなければならない。 (学校<u>配当</u>予算の執行) 第46条 校長は、学校配当予算<u>を執行するとともに、学校の財務事務を統括</u>するものとする。 <u>2 学校の財務事務については、関係法令及び四万十町財務規則（平成18年四万十町規則第49号。以下「財務規則」という。）の定めるところによる。</u>	第6章 人事 (非常勤講師) 第40条 <u>校長は、必要に応じて</u>、非常勤講師を置くことができる。 (特別非常勤講師) 第41条 <u>校長は、必要に応じて</u>、特別非常勤講師を置くことができる。 <u>2 特別非常勤講師は、校長が採用する。</u> 第42条 (略) 第7章 学校予算 (学校予算要望<u>書の提出</u>) 第43条 <u>校長は、自校の学校予算の編成に際して、別に定める様式により、教育委員会が指定する日までに、次年度の学校予算要望書を教育委員会に提出するものとする。</u> (学校配当予算の編成) 第44条 教育委員会は、校長の<u>学校</u>予算要望<u>書</u>を尊重し<u>つつ</u>、全体の調整を図り、<u>各</u>学校<u>の</u>配当予算<u>要望書</u>を編成するものとする。 2 学校配当予算<u>要望書</u>の編成に<u>際しては</u>、校長の裁量によって執行できる予算枠を設けるものとする。 3 教育委員会は、学校において非常変災その他緊急事態が発生した場合には、町長と協議し、速やかにそれに対応する予算措置を講じなければならない。 (学校予算の執行計画) 第45条 校長は、教育課程の実施その他学校運営を効果的に行うため、学校配当予算執行計画を<u>策定し</u>、適正な予算執行に当たらなければならない。 (学校予算の執行) 第46条 校長は、学校配当予算<u>の範囲内で、学校予算を執行</u>するものとする。 <u>2 校長は、学校の財務事務を統括する。</u> <u>3 事務職員は、校長の監督を受け、財務事務を処理する。</u> 4 学校の財務事務については、関係法令及び四万十町財務規則（平成18年四万十町規則第49号。以下「財務規則」という。）の定めるところによる。

改正後	改正前
(校長の専決) 第47条 学校配当予算のうち校長の専決により執行できる予算の範囲は、財務規則第3条の規定により町長から教育長に委任された事務のうち教育長が専決することのできる金額の範囲内とする。 第48条 ・ 第49条 (略) 第8章 施設・設備 (施設、設備等の管理) 第50条 <u>校長は、学校の施設、設備等（備品を含む。以下「施設等」という。）の管理を統括するものとする。</u> 2 <u>校長は、施設等を常に良好な状態に保持するように努めなければならない。</u> 3 <u>校長は、毎年度当初に施設等の管理に関する計画を作成しなければならない。</u> <u>第51条 削除</u> (台帳) 第52条 校長は、施設等に関する台帳を作成するとともに、その記載内容に変更がある場合は、その補正を行い、現況を明らかにしておかなければならない。 2 前項の台帳の様式及び記載要領は、別に定める。 (亡失、き損等) 第53条 <u>施設等が亡失又はき損した場合は、校長は速やかに教育委員会に報告し、その指示を受けなければならない。</u> 2 (略) 第54条 ～ 第56条 (略) (防火及び警備等) 第57条 校長は、毎年度当初に<u>防火責任者を定めるとともに</u>、学校の防火及び警備等に関する計画を<u>作成し</u>なければならない。 2 (略)	(校長専決) 第47条 学校配当予算のうち校長の専決により執行できる予算の範囲は、財務規則第3条の規定により町長から教育長に委任された事務のうち教育長が専決することのできる金額の範囲内とする。 第48条 ・ 第49条 (略) 第8章 施設・設備 (施設、設備等の管理) 第50条 <u>学校は、学校の教育目標及び施設開放等における地域住民の使用目的に即して、学校の施設、設備等（備品を含む。以下「施設等」という。）の整備に努めなければならない。</u> 2 <u>校長は、毎年度当初に学校の施設等の管理に関する計画を定めなければならない。</u> (管理の分担) <u>第51条 校長は、学校の施設等を管理し、その保全に努めなければならない。</u> 2 校長は、学校の施設等の管理を統括する。 3 <u>事務職員は、学校の施設等の管理に関する事務を処理する。</u> (台帳) 第52条 校長は、施設等に関する台帳を作成するとともに、その記載内容に変更がある場合は、その補正を行い、現況を明らかにしておかなければならない。 2 前項の台帳の様式及び記載要領は、<u>教育長が</u>別に定める。 (亡失、き損等) 第53条 <u>校長は、学校の施設等の重大な</u>亡失又はき損<u>が生じたときは</u>、速やかに教育委員会に報告し<u>なければならない。</u> 2 (略) 第54条 ～ 第56条 (略) (防火及び警備等) 第57条 校長は、毎年度当初に学校の防火及び警備等に関する計画を<u>定め</u>なければならない。 2 (略)

改正後	改正前
第58条 (略) 第9章 雑則 第59条 ～ 第61条 (略)	第58条 (略) 第9章 雑則 第59条 ～ 第61条 (略)

【改正の理由】

今回の改正については、法律の改正による必要な改正とともに、これまで規定のなかった職等（法律等に定めのある職等を除く。）についての規定を追加するためのものです。

合わせて、教育委員会が行うべき事項と学校長が行うべき事項を整理するとともに、表現や文言等の修正も行うものです。

また、事務職員の職等については、この規則に規定したため、四万十町立学校事務職員の職の設置に関する規則（平成 18 年教育委員会規則第 14 号）は、附則において廃止することとしています。

- ・ 規定を追加したもの

懲戒（第 17 条の 2）、事務職員の職名及び職務等（第 21 条の 3）、生徒指導主事及び進路指導主事（第 23 条の 2）、事務主任（第 23 条の 3）、学校栄養職員（第 25 条の 2）、その他職員（第 25 条の 3）